

日立市ホームページ広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 日立市ホームページに民間事業者等のバナー広告及びテキスト広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、日立市広告掲載要綱（平成20年3月4日市長決裁）及び日立市広告掲載基準（平成20年3月4日市長決裁）に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告及びテキスト広告は、市ホームページの利用者（以下「利用者」という。）の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

(1) バナー広告の表現

- ア 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- イ アラートマーク
- ウ ラジオボタン
- エ テキストボックス
- オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(2) テキスト広告の表現

- ア 文字、数字、句読点、記号等を文章の装飾など、本来の用途以外の目的で用いたもの
- イ 顔文字
- ウ 半角カナ、機種依存文字
- エ 語句の過剰な繰り返し
- オ 間違った単語、つづり、文法
- カ 「ここをクリック」などの行動を促す表現
- キ リンク先内容と明らかに異なる表現
- ク その他日立市が不適切と判断した表現

(市ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者が市ホームページの掲載情報と錯誤するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体のバナー広告
- (2) 市政を連想させる分野において、ユーザーが日立市の事業であると錯誤しやすいものの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(バナー広告の色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(バナー広告の解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

本ガイドラインは平成20年11月20日から施行する。

附 則

本ガイドラインは平成22年3月9日から施行する。

附 則

本ガイドラインは平成23年1月19日から施行する。